

神崎市告示第179号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和7年10月17日から2週間、神崎市建設部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年10月17日

公共下水道管理者

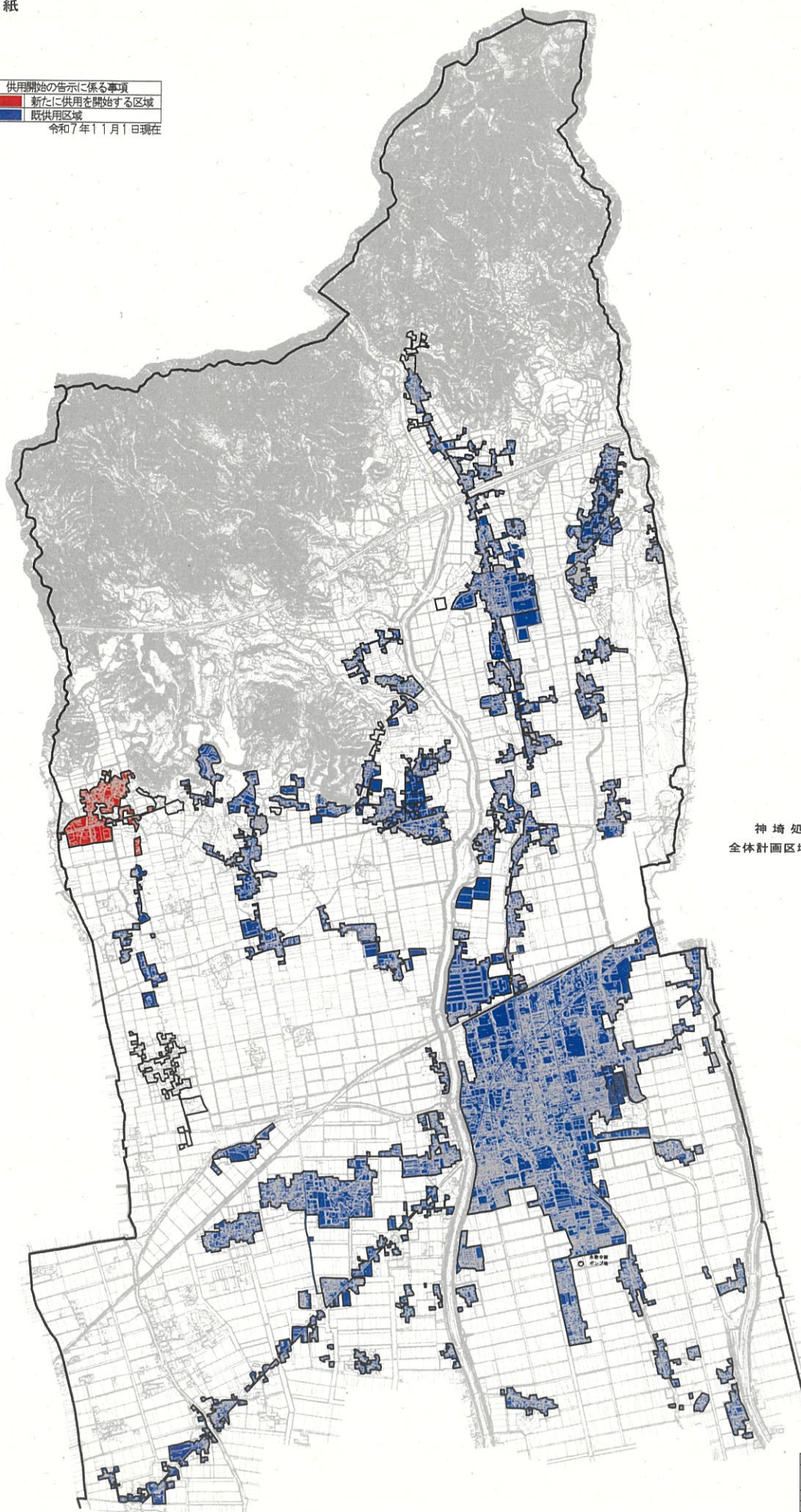
神崎市長 實松 尊徳

記

- 1 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和7年11月1日
- 2 新たに公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
神崎市神崎町尾崎字塚原、大藪、萩原、浮毛田、芦ノ元、森ノ木 地内
各字の一部
- 3 新たに供用を開始する排水施設の位置
別紙図面のとおり
- 4 下水を処理する施設の位置及び名称
神崎市神崎町永歌字大一本松806番1
神崎浄化センター
- 5 新たに供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

供用開始の告示に係る事項	
■	新たに供用を開始する区域
■	既供用区域

令和7年11月1日現在



神埼処理区
全体計画区域 約496ha

図 号	名 称
1	神埼市上下水道事業 事業計画
1	下水道計画一般事業部(汚水)
縮 尺	1/100,000
製 図 者	神 埼 市

1:100,000